

時事新報は日本國中唯一の毎日刊行新聞紙なり

時事新報

第二千九百三十三號
 明治廿一年十月三十日 火曜日
 舊戊子九月廿六日 (甲戌)
 日入午時六分
 日出午時四十七分
 月入午後二時六分
 月出午後二時六分
 西曆一千八百八十八年

時事新報定價

時事新報 一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價
 送料廣告料ヘ左ノ如シ
 一 本館 〇一箇月前金五十鎊 〇三箇月前金一圓五十鎊 〇六箇月前金三圓
 一 本館 〇一箇月前金六十鎊 〇三箇月前金一圓五十鎊 〇六箇月前金三圓
 〇時事新報社 〇直接ニ郵便ニテ渡シタルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇
 月二十六鎊ノ送料ヲ申受ケ

時事新報廣告料前金

一行に十行	一行に二十行	一行に三十行	一行に四十行	一行に五十行	一行に六十行	一行に七十行	一行に八十行	一行に九十行	一行に百行以上
六鎊	七鎊	八鎊	九鎊	十鎊	十一鎊	十二鎊	十三鎊	十四鎊	十五鎊

時事新報

宗教不問

宗教家の説に曰く「經世者が常々方便の考を以て宗教を論じ人事世道に利あるが故に宗教を廢すべからざる爲し單に愚夫愚婦を導く手段として之を利する者少からず」と雖も是れは實に宗教の爲めに迷惑至極の談あり本末宗教の大義を獨尊自立して其教の世を行はるゝと行はれざるは元より人々存すれども教義の大本は萬古不滅、天地と與に長久として喻へば猶真理の如し人の未だ發見せざる以前に在りては真理世に明ならず雖も尙は敢て其生存を害せず宗教も亦之に均しく縱へ一人の信徒さきも其大本は決して濫滅せずして信徒は只其宗教の大義を守り兼て之を世に弘むるを旨とするのみ佛門に在ては之を濫度と唱へ耶蘇教に於ては傳道と稱す孰れも其手段あれども彼の經世者の説の如く宗教を一種の方便とすれば之と同時に宗教の大本は濫滅せざるを得ず何となれば經世者の論は宗教の獨尊自立を認めずして唯これと一種の方便と爲すが故に今日の社會を利する宗教もまた他日或は弊害ありとするときは之を排斥するも容易なる可ければ元來方便とは事物の眞を問はずして時の宜しきに従ふの義あれば經世者の論は縱へ宗教を有益ありとするも既に其眞を認めざる限りは尊信の念は初めより斷絶して恰も之を弄ぶに異ならず宗教を助るに非ずして却て害するものなり云々と

は跡を収めて太平に歸したれども同時、儒教の發生、遂に全國上流の士人の概して儒者の教に靡き佛教は恰も従前の勢力を奪はれて單に下等社會を支配するゝ過ぎず往年は國の政治を左右せしものが今は却て政治に左右せらるゝの勢に變遷して二百餘年の後王政維新の初に至れば佛門の子孫が政權を執り之に加ふるに一種新色の神道なるものを以てして地上の波瀾、種々ならず一時は廢佛の聲をさへ聞かざりし程の次第にして其運命甚だ危かりしうと二十年の今日に至り世情の鎮靜と共に佛門も亦稍や小康を得たるもの如し
 我内國に在て宗教の事情は斯の如くなる其中最中、外より耶蘇教の傳來するありて漸く其教を布き近來は信徒の數も増加して漸く將に佛教の外に日本宗教の一新生目を開うんとする勢あるが如し是れ亦我輩の憂る所、非ざるのみ進歩の急を迫りたる我國今日の爲めを謀れば彼の外教と共に外國の文明を輸入して先づ我人智の開發を助け又彼我の人情を通ずるの方便と爲し其効力の大ある可きことを經世上より利せんと欲する者なり故に日本人の之を信するを信せざるは各人の隨意として敢て傍より干渉すべき理由なきのみならず經世者の眼中には總て宗教は佛耶蘇教論かく之を不問に附して全く各個人信仰の自由を任せ政府は勿論佛耶蘇教とも他より之に隙を容るゝあくらんむと我輩の希望する所なり然るゝ近來聞く所によれば耶蘇教徒中に外教公許の發令を政府に要求せんむと計畫するものありて其趣意は德川の世に禁制ありし耶蘇教も王政維新と與に不問の默許を得たれども尙ほ未だ公然の認許あらざれば今日政府に其發令を求め以て德川の禁令は既に廢したるの事實を天下公衆に示さんとするに在りて云ふ蓋し從來の情態にても耶蘇教は已に默許の姿にして信するも信せざるも只人の隨意たりしなれば默許を變して公許と爲すは五十歩百歩の相違耳して不都合なきが如くなれども我輩の看する所を以てするに耶蘇教の事は兎も角も彼の佛敎ども曾て政府より一定の布令を發して公然これを許可しざるの談を聞かず只千餘年來の因習もて佛教僧侶が人民に對する信用と勢力とを其儘に默許したるゝ過ぎざれば獨り耶蘇教に對して今日故さらゝ之を公認するは如何やらんかと思はるゝ亦凡そ政府の看する所に於て佛敎も耶蘇教も同等同位なりとして一切これを不問に附すべきとなれば耶蘇教徒より外教公許の請願あるゝ當りて政府の之を公許するは小事なるゝ似たれども宗教不問の大義を嚴格にして厘毛犯す所なからしめんとするが爲めに我輩の聊か踧踖の念なき能はずざる其事由を次に述べん
 (以下次號)

- 十一月六日開廳
 明治廿一年十月廿九日 司法大臣伯耆山田顯義
- 〇司法省告示第十五號
 大津始審裁判所管内彦根治安裁判所審照出張所へ審分ノ内開廳セス其管内登記事務へ長濱出張所ニ於テ取扱ハレム
- 明治廿一年十月廿九日 司法大臣伯耆山田顯義
- 〇辭令
 近衛都督陸軍中將二品大勳位 彰仁親王
 天長節觀兵式諸兵指揮官被仰付(十月二十七日内閣)
 第一師團參謀長陸軍歩兵大佐 大嶋 義昌
 天長節觀兵式諸兵參謀長被仰付
 陸軍參謀本部第一局局長陸軍歩兵少佐 安東 貞美
 陸軍參謀本部第二局局長陸軍砲兵大尉 藤井 茂太
 天長節觀兵式諸兵參謀長被仰付
 近衛都督傳令使陸軍歩兵大尉 坊城 俊章
 騎兵員隊員陸軍騎兵大尉 宇和川 匡義
- 〇汽車運輸收入 鐵道局、日本鐵道會社及兩毛鐵道會社に於ける去月中の運輸收入は左の如し(鐵道局)
 鐵道局運輸收入
- | 運輸區 | 旅客 | 貨物 | 合計 |
|-------|-----------|-----------|-----------|
| 東京橫濱間 | 一、三三〇、〇〇〇 | 一、五〇〇、〇〇〇 | 二、八三〇、〇〇〇 |
| 神戶大津間 | 一、一〇〇、〇〇〇 | 一、二〇〇、〇〇〇 | 二、三〇〇、〇〇〇 |
| 大阪大津間 | 九〇〇、〇〇〇 | 一、一〇〇、〇〇〇 | 二、〇〇〇、〇〇〇 |
| 大府濱松間 | 七〇〇、〇〇〇 | 九〇〇、〇〇〇 | 一、六〇〇、〇〇〇 |
| 總計 | 四、〇〇〇、〇〇〇 | 五、六〇〇、〇〇〇 | 九、六〇〇、〇〇〇 |
- 日本鐵道會社運輸收入
 旅客 一、一〇〇、〇〇〇
 貨物 一、二〇〇、〇〇〇
 合計 二、三〇〇、〇〇〇
- 兩毛鐵道會社運輸收入
 旅客 五〇〇、〇〇〇
 貨物 六〇〇、〇〇〇
 合計 一、一〇〇、〇〇〇
- 小山足利間 旅客 五〇〇、〇〇〇 貨物 六〇〇、〇〇〇 合計 一、一〇〇、〇〇〇
- 〇赤十字社々長の祝詞及び祝詞 日本赤十字社にては皇后宮の臨御を仰ぎ奉り去る二十六日上野公園華族會館に於て赤十字事業創立二十五年の祝典を執行し當日の景況は既に前號の紙上に詳記したるが右の祝詞に於て同社長佐野常民氏が朗讀したる祝詞は左の如し
 ヲユナイヴ萬國赤十字中央社より赤十字事業創立二十五年の祝典舉行の求めありしは當て諸君の厚道せし如し本日其典を奉るは當て諸君の厚き諸君と與に感佩に堪へざるなり
 今や赤十字事業を贊成してオユナイヴ條約を加盟せるの國東西の兩半球を遍く戰時の病院及び救療看護員を認めて局外中立と爲すむと及以負傷患者は何國の屬籍たるを問はず之を接受看護すべきは國際公法の原則と爲れり而して各國皆自立の赤十字社ありて戰時は救護と從事し平時は其準備に致すたらざるはなし護國の兵を養ふると同時に傷兵救護の慈善事業を盛ますの状況は實に感歎すべきあり萬國赤十字中央社の二十五年祝典舉行の禮を慶祝しは眞に適當の考案にして同盟の各社登に喜びて其喜を應せざるはあらんや
 千八百六十三年十月廿日オユナイヴ府公益協会の發端に由り列國會社と同盟して傷兵救護の方法を講じ各國に傷兵會社の設立し且其政府に勸告するも戰時の病院及救療看護員を認めて局外中立とせんことを以てすべしと議決するに方りてや蓋し廿五年の間に於て能く前に陳べたるが如き好結果を得るゝ然るに諸君次來即ち千爾來同意の第に増加し歩と謂ふべ而して此意原は千八百章を用ゆる赤地白十字たりしが其りても亦直り赤十字はの事業を表んとす
 抑此の如き事たる人の至情に合して文明史上の文名にして益美と本社は創立とよりて社の公認を各社と同く本社の爲然りと雖と然りと雖と心之に安將來の進歩に二十五心を以て我を追へたるを亦貫徹又同日祝典舉行
 明治二十

〇赤十字社々長の祝詞及び祝詞 日本赤十字社にては皇后宮の臨御を仰ぎ奉り去る二十六日上野公園華族會館に於て赤十字事業創立二十五年の祝典を執行し當日の景況は既に前號の紙上に詳記したるが右の祝詞に於て同社長佐野常民氏が朗讀したる祝詞は左の如し
 ヲユナイヴ萬國赤十字中央社より赤十字事業創立二十五年の祝典舉行の求めありしは當て諸君の厚道せし如し本日其典を奉るは當て諸君の厚き諸君と與に感佩に堪へざるなり
 今や赤十字事業を贊成してオユナイヴ條約を加盟せるの國東西の兩半球を遍く戰時の病院及び救療看護員を認めて局外中立と爲すむと及以負傷患者は何國の屬籍たるを問はず之を接受看護すべきは國際公法の原則と爲れり而して各國皆自立の赤十字社ありて戰時は救護と從事し平時は其準備に致すたらざるはなし護國の兵を養ふると同時に傷兵救護の慈善事業を盛ますの状況は實に感歎すべきあり萬國赤十字中央社の二十五年祝典舉行の禮を慶祝しは眞に適當の考案にして同盟の各社登に喜びて其喜を應せざるはあらんや
 千八百六十三年十月廿日オユナイヴ府公益協会の發端に由り列國會社と同盟して傷兵救護の方法を講じ各國に傷兵會社の設立し且其政府に勸告するも戰時の病院及救療看護員を認めて局外中立とせんことを以てすべしと議決するに方りてや蓋し廿五年の間に於て能く前に陳べたるが如き好結果を得るゝ然るに諸君次來即ち千爾來同意の第に増加し歩と謂ふべ而して此意原は千八百章を用ゆる赤地白十字たりしが其りても亦直り赤十字はの事業を表んとす
 抑此の如き事たる人の至情に合して文明史上の文名にして益美と本社は創立とよりて社の公認を各社と同く本社の爲然りと雖と然りと雖と心之に安將來の進歩に二十五心を以て我を追へたるを亦貫徹又同日祝典舉行
 明治二十